

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一二―一四五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―一六）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

機 関		職
議会事務局		事務局長 副事務局長 参事 課（室）長 総務課の主幹及び主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主幹及び主査
	知事及び会計管理者	部長 知事室長 会計管理者 政策・財務局長 行政・デジタル改革局長 地域経営局長 人財政策局長 税務局長 契約局長 県民スポーツ文化局長 県民共生局長 こども政策局長 環境未来局長 地域包括ケア局長 医療政策局長 健康政策局長

産業政策局長
地域経済・観光局長
雇用労働局長
都市政策・公園局長
まちづくり局長
副部長
参事
参与
報道長
統括参事
課（所）長
調整幹
デジタル政策幹
政策幹
北部拠点政策幹
行政監察幹
技術評価幹
県庁舎再整備政策幹
共生推進幹
スポーツ施設整備推進幹
埼玉版FEMA推進幹
危機対策幹
防災DX政策幹
児童虐待対策幹
感染症対策幹
産業拠点整備推進幹
主席協同組合検査員
家畜衛生幹
産業基盤対策幹
副参事
副報道長
副課（所・室）長（労働関係に関する事務、
秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等

	を総括する事務を所掌するものに限る。） 主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。） 統括参事付、秘書課、人事課及び財政課の主幹 部及び会計管理者の補助組織の主管課及び秘書課の主査（課の庶務に関する事務を所掌するものに限る。） 秘書課の主査（秘書事務を所掌するものに限る。） 人事課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 行政・デジタル改革課の主査、主任及び主事（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 文書課の主査（法規審査に関する事務又は訴訟等を総括する事務を所掌するものに限る。） 財政課の主査 税務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 管財課の主査（庁中取締りに関する事務を所掌するものに限る。） 企画総務課、県民広聴課、危機管理課、環境政策課、福祉政策課、保健医療政策課、産業労働政策課、農業政策課、県土整備政策課、都市整備政策課及び出納総務課の主査（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
地域機 関	地域振興 センター
	所長 副所長 地域防災幹 東松山事務所長

	本庄事務所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
環境科学 国際セン ター	センター長 事務局長 研究所長 室長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
総合リハ ビリテー ションセ ンター	センター長 病院長 副センター長 局長 医療安全管理幹 管理・業務部長 担当課長（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
精神保健 福祉セン ター	センター長 副センター長 管理業務部長
産業技術 総合セン ター	センター長 副センター長 室長 北部研究所長 副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 北部研究所副所長 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）
農業技術 研究セン ター	所長 副所長 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

	教育委員会
	教育局
寄居林業事務所 所長 森林研究室長 副所長 総合技術センター 所長 技術指導幹 総合技術幹 主席工事検査員 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） その他の地域機関 機関の長 支所長 副所長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副園長 副校長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 副学院長 副支所長 次長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 部長及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 課長及び担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	本局 副教育長 部長 高校改革統括監 副部長 参事 課長 報道幹 学校管理幹 教育指導幹 副参事

所 教育事務	
	副課長（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 危機管理幹 企画幹 調整幹 管理主幹 主幹（労働関係に関する事務、秘書事務、教育政策の企画、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 参事付の主査（秘書事務又は教育政策の企画に関する事務を所掌するものに限る。） 総務課の主査（労働関係に関する事務、法規審査に関する事務又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画又は訴訟等に関する事務を所掌するものに限る。） 財務課の主査（予算に関する事務を所掌するものに限る。） 教職員課の主査、主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。） 県立学校人事課、小中学校人事課及び教職員採用課の主査（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）並びに主任、主事、主任専門員及び専門員（労働関係に関する事務の企画を所掌するものに限る。）
所長	室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

人事委員会事務局	監査事務局			
		教育機関		
		学校	その他の教育機関（支所を含む。）	
主任 主査 主幹 副課長 課長 副事務局長 参事 事務局長	課長 副事務局長 監査第一課の主席監査員、主任監査員及び監査員（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	校長 副校長 教頭 事務局長 事務局次長 事務部長 事務室長 事務長	機関の長 副所長、副館長、教育主幹及び担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）	主席管理主事 担当部長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。） 主任管理主事 管理主事 担当課長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）

労働委員会事務局		事務局長 参事 副事務局長 課長 主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに 限る。）
選挙管理委員会	書記長 副書記長	
収用委員会事務局	事務局長 副事務局長	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。